

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成25年3月15日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
 同 高 岡 香
 同 長 峯 徳 積
 同 持 田 文 男
 同 鈴 木 ひでし

- 1 監査実施箇所名
神奈川県南泉税事務所
- 2 監査実施日
平成24年4月24日（平成24年3月21日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 税務事務において、個人事業税の定期課税に当たり、税額の算定に誤りがあり、1件、10,400円を過少に、1件、6,600円を過大に徴収していた。</p>	<p>指導事項については、複数の職員による確認が不十分であったことによるものである。 課税額が過少であったものについては、不足額について新たに決定し、納税義務者から平成24年5月9日に納付された。 また、課税額が過大であったものについては、同月24日に納税義務者に還付した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県厚木泉税事務所
- 2 監査実施日
平成24年6月5日（平成24年4月23日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 支出事務において、社会保険料の納付に当たり、事業主負担分の支払が遅延したため、納付期限後に納付しているもの</p>	<p>指導事項については、社会保険料関連法令に関する理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p>

<p>があった。また、本人負担分の払出手続の遅延により、納付期限後に納付しているものがあった。</p>	<p>今後は、このようなことがないように、関連法令に関する理解の向上を図るとともに、執行状況等を複数の職員で確認することを徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
-----------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------

- 1 監査実施箇所名
総務局総務部
- 2 監査実施日
平成24年8月30日（平成24年7月20日及び同月23日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指摘事項）</p> <p>1 支出事務において、全国町・字ファイル保守委託の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた対価の支払時期を超えて支払っているものがあった。（経理課）</p> <p>2 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。（市町村行政課）</p> <p>(1) 支出事務において、選挙管理委員等の報酬等に関する条例に基づく委員報酬に、所定の支給日から著しく遅れて支払っているものがあった。また、旅費についても支給が著しく遅延しているものがあった。</p> <p>(2) 契約事務において、統一地方選挙に係る啓発用ポスター鉄道駅掲出業務委託の完了検査が適切に行われていなかった。</p>	<p>1 指摘事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、経理課及び事業課間で情報を共有し、複数の職員による確認を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 指摘事項については、次のとおり措置した。</p> <p>(1) 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、委員会開催状況確認のための管理簿を作成し、複数職員による確認を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 契約事務については、財務関係規定の理解が不足していたこと及び市町村行政課の管理部門及び経理課における確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、規定の周知徹底を図るとともに、複数職員による確認を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
総務局組織人材部
- 2 監査実施日
平成24年8月30日（平成24年7月24日及び同月25日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容

<p>(指摘事項)</p> <p>1 契約事務において、委託契約に基づく個人情報保護等に係る提出書類を受託者から受領していないものがあった。(人材課)</p> <p>2 支出事務において、電子計算機入力データ作成業務委託の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた対価の支払時期を超えて支払っていた。(労務給与課)</p>	<p>1 指摘事項については、受託者からの提出書類の受領確認など進行管理が不十分であったため、提出書類を受領していなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、提出書類の受領確認の徹底を図るとともに、複数の職員による確認を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 指摘事項については、予算の執行所属と成果品の納入所属が異なっており、経理処理における連携が不足していたため発生したものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係所属間の連携強化を図るとともに、複数の職員による経理処理の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 1 監査実施箇所名
総務局情報統計部
- 2 監査実施日
平成24年8月30日(平成24年7月26日及び同月27日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日(神奈川県公報号外第81号)神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>支出事務において、全国町・字ファイル保守業務委託ほか1件の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた対価の支払時期を超えて支払っているものがあった。(情報システム課)</p>	<p>指摘事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、経理課及び事業課間で情報を共有し、複数の職員による確認を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
県民局くらし文化部
- 2 監査実施日
平成24年7月25日(平成24年6月12日から同月15日まで職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日(神奈川県公報号外第81号)神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>物品管理事務において、おむつ交換台など備品9点が備品台帳に記録されていない</p>	<p>指摘事項については、備品台帳への記録に当たり、複数職員による確認が不十分であっ</p>

<p>なかった。(文化課)</p>	<p>たことによるものであり、職員調査終了後、直ちに備品台帳に記録した。 今後は、このようなことがないよう、備品台帳操作マニュアルに基づく手順を遵守するとともに、複数職員による確認の徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p>
-------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 1 監査実施箇所名
環境農政局総務部
- 2 監査実施日
平成24年8月23日(平成24年7月17日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日(神奈川県公報号外第81号)神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。(経理課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務において、産業廃棄物最終処分場処理手数料の督促状の発行に当たり、指定期限を所定より早期に設定しているものがあつた。 2 歳計外現金事務において、源泉所得税を法定期限後に納付したため、延滞税2,200円を支払っているものがあつた。 	<p>指摘事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったため、督促状の指定期限の設定を誤ったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 歳計外現金事務については、所得税法の理解が不十分であったため、源泉徴収事務が適正に行われておらず、延滞税が生じたものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令の理解の向上を図り、適正な源泉徴収事務の遂行を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
環境農政局水・緑部
- 2 監査実施日
平成24年8月23日(平成24年7月6日、同月9日及び同月10日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日(神奈川県公報号外第81号)神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項) 契約事務において、委託契約に基づく</p>	<p>指摘事項については、契約内容の確認が不</p>

<p>提出書類を受託者から受領していないものがあつた。(森林再生課)</p>	<p>十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、点検表を作成することとし、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
----------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 1 監査実施箇所名
神奈川県水産技術センター
- 2 監査実施日
平成24年3月22日(平成24年3月21日及び同月22日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日(神奈川県公報号外第81号)神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 契約事務において、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成すべき契約金額であるにもかかわらず、契約書を省略しているものがあつた。</p>	<p>指導事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県水産技術センター内水面試験場
- 2 監査実施日
平成24年3月22日(平成24年3月19日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日(神奈川県公報号外第81号)神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 支出事務において、作業環境測定業務委託料ほか6件について、履行確認後3月を超えて支払っていた。</p>	<p>指導事項については、進行管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、支出執行状況表を活用した定期的な履行確認を行うとともに、適切な期間内の支払状況を確認できるよう、年間契約における執行状況表を備えることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県西部漁港事務所
- 2 監査実施日
平成24年7月5日(平成24年3月15日及び同月16日職員調査)

- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>契約事務において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた時期までに完了検査を行っていないものがあった。</p>	<p>指導事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、緊急即応工事等について進行管理表を作成することとし、一元的な進行管理と情報の共有化を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県農業技術センターかながわ農業アカデミー
- 2 監査実施日
平成24年6月8日（平成24年3月1日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>収入事務において、期限までに納付されなかった研修受講料等について、督促状を発行していないものが1件、発行の期限を過ぎているものが多数あった。</p>	<p>指導事項については、神奈川県財務規則等関係規定の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
保健福祉局総務部
- 2 監査実施日
平成24年8月21日（平成24年7月12日及び同月13日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指摘事項）</p> <p>1 収入事務において、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱費の立替収入に当たり、12件、12,227円を過大に徴収していた。（総務課）</p> <p>2 契約事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。（経理課）</p>	<p>指摘事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、平成22年度に変更した使用許可面積に係る事務引継及び調定に当たった複数の職員による確認が不十分であったことによるものであり、過大徴収分については、使用許可先に平成24年8</p>

<p>(1) 工事請負に係る再度公告入札に当たり、神奈川県財務規則運用通知で定める要件に該当しないにもかかわらず、予定価格を変更しているものがあった。</p> <p>(2) 委託契約に基づく個人情報保護に係る提出書類を受託者から受領していないものがあった。</p>	<p>月21日に還付した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、事務引継を徹底するとともに、複数の職員による確認体制をより一層強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 予定価格の変更については、財務関係規定の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、財務関係規定の周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 書類の未受領については、局内各課への指導徹底及び確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、局内各課に対し、適正な届出の指導徹底を図るとともに、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 1 監査実施箇所名
保健福祉局総務部
- 2 監査実施日
平成24年7月19日（平成24年5月30日及び同月31日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指摘事項）</p> <p>支出事務において、神奈川県立汐見台病院の手数料等徴収事務委託契約に基づく指定管理料について、支出等に係る会計年度の区分を誤っているものがあった。また、当該委託契約において、公舎使用料等の徴収に関する事務が委託対象に含まれていなかった。（病院事業課）</p>	<p>指摘事項の会計年度の区分誤りについては、年度区分の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>また、徴収事務委託契約書の不備については、契約内容の確認が不十分であったことによるものであり、平成24年11月12日に所要の変更契約を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
保健福祉局地域保健福祉部
- 2 監査実施日
平成24年8月21日（平成24年6月28日及び同月29日職員調査）

- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指摘事項） 収入事務において、看護師等修学資金貸付金の返納に係る督促状の発行に当たり、指定期限を誤っているものが12件あった。（保健福祉人材課）</p>	<p>指摘事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
保健福祉局保健医療部
- 2 監査実施日
平成24年8月21日（平成24年7月2日から同月4日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指摘事項）</p> <p>1 予算の執行において、東日本大震災の被災地支援のため平成22年度に借り上げた大型バスの借上料を平成23年度予算で執行しているものがあった。（健康危機管理課）</p> <p>2 契約事務において、委託契約に基づく個人情報保護に係る提出書類を受託者から受領していないものがあった。（健康増進課、保健予防課、医療課）</p> <p>3 庶務事務において、日々雇用職員の雇用に当たり、雇用書に記載された雇用期間とは異なる日に勤務させていた。また、賃金18,160円を過大に支給していた。（医療課）</p>	<p>指摘事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、進行管理及び担当者間の連絡調整が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事業課及び経理課の連絡調整を綿密に行うとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、契約内容の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約内容の理解の向上のため課内研修などを実施するとともに、進行管理を複数の職員で行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 日々雇用職員の賃金については、平成24年10月19日に本人から返納された。 今後は、このようなことがないよう、雇用関係規定の周知徹底を図るとともに、職員の勤務状況について、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
保健福祉局福祉・次世代育成部
- 2 監査実施日
平成24年8月22日（平成24年7月5日、同月6日及び同月9日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指摘事項）</p> <p>契約事務において、工事監理業務委託の執行に当たり、監理の対象となる工事の期間を延長したにもかかわらず、監理業務の履行期間を変更する契約を行わなかったため、委託業務の一部が履行期間満了後に実施されるなど事務処理が不適切なものがあった。（子ども家庭課）</p>	<p>指摘事項については、契約内容の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、契約内容の周知徹底を図るとともに、工事と監理業務といった関連する業務については、書類の整理や事務執行を事業単位で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県鎌倉保健福祉事務所
- 2 監査実施日
平成24年6月11日（平成24年3月28日及び同月29日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 夜間休日庁舎警備業務委託等の契約の締結に当たり、見積合せを行うべきところ、一者からのみ見積書を徴して契約を締結していた。 (2) 要介護状態等の審査判定に係る業務委託契約の締結に当たり、自動更新の条項を設けていた。 2 収入事務において、未熟児養育費負担金及び衛生研究所試験検査手数料の徴収に当たり、期限までに納付しない者に対し、督促状を発行していないものが4件あった。 3 庶務事務において、日々雇用職員の雇用に当たり、基本報酬額（日額）を 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約事務については、次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 見積合せの未実施については、財務関係規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、財務関係規定の周知徹底を図るとともに、複数職員による確認を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 設定すべきでなかった自動更新条項については、契約内容の確認が不十分であったことによるものであり、平成24年度からは単年度契約に改めた。 今後は、このようなことがないよう、財務関係規定の周知徹底を図るととも

<p>誤った雇用書を交付したため、1件、13,090円を過少に支給していた。</p>	<p>に、複数職員による確認を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 収入事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、規則の周知徹底を図るとともに、複数職員による確認を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 日々雇用職員の賃金については、平成24年4月13日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 1 監査実施箇所名
神奈川県中央児童相談所
- 2 監査実施日
平成24年5月25日（平成24年5月23日から同月25日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>収入事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 児童保護措置費自己負担金の徴収に当たり、収入の調定を行っていないものがあった。</p> <p>2 障害児保護措置費自己負担金の徴収に当たり、期限までに納付しない者に対し、神奈川県財務規則で定める期日までに督促状を送付していないものがあった。</p>	<p>指導事項の収入事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入の調定もれについては、自己負担金管理台帳の確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、管理台帳の様式を見直すとともに、担当者全員による台帳の記載内容の確認を毎月行うよう徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 督促状の遅延については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、財務規則の周知徹底を図るとともに、確認表への記載及び複数職員による相互管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県厚木児童相談所
- 2 監査実施日
平成24年6月19日（平成24年3月1日職員調査）

3 監査の結果に関する報告の公表

平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 庶務事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 非常勤職員の報酬の支給に当たり、医師2名の基準報酬額を誤るとともに、支給対象者を誤った月があり、77,072円を過大に、63,972円を過少に支払っていた。</p> <p>2 非常勤職員の通勤手当の支給に当たり、算定方法を誤っているものがあり、1,241円を過少に支給していた。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 非常勤職員の報酬については、過大支給分は平成24年4月4日及び同月5日に本人から返納され、過少支給分は平成24年3月30日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 非常勤職員の通勤手当については、平成24年3月7日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

1 監査実施箇所名

神奈川県立おおいそ学園

2 監査実施日

平成24年6月8日（平成24年2月10日職員調査）

3 監査の結果に関する報告の公表

平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 収入事務において、現金領収した来園者賄給食代等について、収入に係る調定を行っていなかった。</p> <p>2 庶務事務において、日々雇用職員の雇用に当たり、基本報酬額（日額）を誤った雇用書を交付したため、1件、1,400円を過大に支給していた。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則の周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 日々雇用職員の賃金については、平成24年8月1日に本人から返納された。 今後は、このようなことがないよう、資格要件等の確認に際し、本庁と十分に調整するとともに、複数職員による確認を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立保健福祉大学
- 2 監査実施日
平成24年5月17日（平成24年5月16日及び同月17日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約事務において、メディカルオンライン利用契約の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に定める検査に関する調書を作成していなかった。 2 庶務事務において、職員被服貸与規程に基づく職員貸与被服整理簿を整備していなかった。 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則の周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 庶務事務については、神奈川県職員被服貸与規程の理解が不十分であったことによるものであり、職員貸与被服整理簿については、平成24年6月1日付けで整備を完了した。 今後は、このようなことがないよう、規程の周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立保健福祉大学実践教育センター
- 2 監査実施日
平成24年5月17日（平成24年5月15日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 庶務事務において、非常勤職員の通勤手当の支給に当たり、4件、10,953円を支給していなかった。</p>	<p>指導事項の非常勤職員の通勤手当については、平成24年7月8日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を一層徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
商工労働局労働部
- 2 監査実施日
平成24年7月31日（平成24年6月27日から同月29日まで職員調査）

- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>1 補助金交付事務において、補助事業者から報告のあった補助事業に係る消費税仕入控除税額に算定誤りがあり、補助金返還額が21,249円不足しているものがあった。(労政福祉課)</p> <p>2 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。(産業人材課)</p> <p>(1) 契約事務において、仕様と異なる内容で積算した設計額を基に予定価格を設定しているものがあった。</p> <p>(2) 財産管理事務において、管理指定普通財産の貸付けに当たり、貸付料の算定を誤ったため、1件、326,928円が徴収不足となっていた。</p>	<p>1 指摘事項については、職員の補助金交付関係通知の理解が不十分であったことによるものである。返還不足分については、速やかに額の確定等を行い、平成24年7月31日付けで補助事業者から返還を受けた。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法規及び関係通知の周知徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 指摘事項については、次のとおり措置した。</p> <p>(1) 契約事務については、設計内容が契約の仕様に基づいているかの確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、設計額の積算と仕様の内容を、複数職員により確認することを徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 財産管理事務については、神奈川県県有財産規則等の理解が不十分であったため、貸付料の算定を誤ったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規則等の理解の向上を図り、複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立東部総合職業技術校
- 2 監査実施日
平成24年6月25日（平成24年4月16日及び同月17日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>庶務事務において、非常勤職員の通勤手当の算定に誤りがあり、1件、69,564円を過大に支給していた。</p>	<p>指導事項の通勤手当については、平成24年10月11日に本人から返納された。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
県土整備局総務部
- 2 監査実施日
平成24年8月2日（平成24年6月19日から同月21日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指摘事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。（経理課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支出事務において、自動車借上料の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた対価の支払時期を超えて支払っていた。 2 財産管理事務において、自動販売機の設置に係る建物賃貸借契約を締結する権限が神奈川県県有財産規則により出先機関の長に委任されているにもかかわらず、本庁機関において知事名で契約を締結していた。 	<p>指摘事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支出事務については、業務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、職員相互による点検体制に万全を期すとともに、業務の進行管理の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、神奈川県県有財産規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県県有財産規則等の周知徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
県土整備局道路部
- 2 監査実施日
平成24年8月2日（平成24年6月7日及び同月8日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指摘事項） 契約事務において、道路管理ステーション管理業務委託契約の仕様書に、委託に不適合な、労務管理上の問題に抵触する内容の条項があった。（道路管理課）</p>	<p>指摘事項については、関係法令の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数職員による確認体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
県土整備局河川下水道部
- 2 監査実施日
平成24年8月2日（平成24年6月11日から同月13日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項) 収入事務において、変更許可に伴う発電用流水占用料の調定が著しく遅延していた。(流域海岸企画課)</p>	<p>指摘事項については、流水占用料関係法令の理解及び業務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令の周知徹底を図るとともに、複数の職員による点検を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

1 監査実施箇所名

神奈川県横浜川崎治水事務所

2 監査実施日

平成24年4月26日(平成24年4月25日及び同月26日職員調査)

3 監査の結果に関する報告の公表

平成24年11月2日(神奈川県公報号外第81号)神奈川県監査委員公表第13号

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。 1 予算の執行において、次のとおり誤りがあった。 (1) 単価契約に基づく概算による支出負担行為が遅れているものがあった。 (2) プール更衣室に設置するロッカーの購入に当たり、その目的から、購入の時期が不適切であった。また、物品購入契約の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に定める検査に関する調書を作成していなかった。さらには、購入物品の備品台帳の補正に当たり、消耗品を備品として整理していたほか、指定管理者に貸し付ける備品について、貸付けの記載を行っていなかった。 2 収入事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 現金領収した公文書複写代について、収入に係る調定を行っていなかった。 (2) 自動販売機の設置に伴う建物賃貸借契約に係る土地建物等貸付収入について、契約に定める納付期限後に調定を行っていた。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、次のとおりである。 (1) 支出負担行為の遅れについては、業務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、業務の進行管理の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 物品の購入時期が不適切であったことについては、業務の進行管理が不十分であったため、発注依頼が遅れたことによるものである。 また、検査調書の未作成及び備品台帳の補正の不備については、関係規定に対する理解及び職員相互の点検が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、業務の進行管理を徹底するとともに、関係規定の周知徹底を図り、職員相互による点検体制を強化することにより、適正な業務執行に努めることとした。 2 収入事務については、次のとおりである。 (1) 公文書複写代の調定手続もれについて</p>

	<p>は、関係規定に対する理解及び職員相互の点検が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の周知徹底を図るとともに、点検体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 貸付収入の調定遅れについては、契約内容の確認及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約内容の確認及び進行管理の徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 1 監査実施箇所名
神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター
- 2 監査実施日
平成24年4月26日（平成24年4月23日及び同月24日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>支出事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水防配備の参集に要したタクシー借上代の支出に当たり、資金前渡により執行すべきところ、立替払により執行しているものがあつた。 2 消耗品の支払に当たり、請求書の名義が見積書の名義と一致しないにもかかわらず、支払っているものがあつた。 3 河川管理協力員謝礼金の支払に当たり、四半期又は半期ごとに支払うべきところ、12か月分を一括して支払っていた。 	<p>指導事項の支出事務については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 タクシー借上代の立替払については、財務関係規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、財務関係規定の周知徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。 2 消耗品の支払については、請求書に記載された債権者の名義の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、請求書の受領時に、複数の職員による債権者名等の確認を徹底して行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 河川管理協力員謝礼金の支出については、業務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、担当者はじめ関係職員で進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県住宅営繕事務所
- 2 監査実施日
平成24年 8 月 3 日（平成24年 5 月28日から同月30日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月 2 日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務において、市町村にすでに所有権移転している土地について誤って徴収した行政財産目的外使用料の還付手続における事務処理が不適切であった。 2 契約事務において、工事監理業務委託の中に、競争入札とすべきところ、一者随意契約で行っているものがあつた。 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務については、財産管理関係法令及び神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法令等の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、契約方法の関係規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の周知徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
企業局総務部
- 2 監査実施日
平成24年 7 月19日（平成24年 5 月14日から同月24日までのうち 9 日間職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月 2 日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指摘事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。（財産管理課）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務において、行政資産の目的外使用許可に係る使用料及び普通資産の土地賃貸借契約に係る貸付料の調定に3月を超えて遅れているものがあつた。 2 契約事務において、事前公募における業務実施要件の表現に不適切なものがあつた。 	<p>指摘事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入事務については、使用料及び貸付料に係る事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理を徹底するため、執行管理表を作成し、当該事務の進捗状況を複数の職員で把握し、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、企業庁内の調整により、業務実施要件としたものである。 一者随意契約の理由を事前に明示するこ

	とで、万一当該要件でも参入する者がいるかどうかを確認する目的で実施しているものであるが、今後は、全庁的な取扱いとの整合を図りながら、対応することとした。
--	------------------------------------------------------------------------------

- 1 監査実施箇所名
企業局水道部
- 2 監査実施日
平成24年7月19日（平成24年5月14日から同月24日までのうち9日間職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指摘事項）</p> <p>契約事務において、自動水質測定装置賃貸借及び保守に係る業務委託に当たり、仕様書に定める業務従事者証明書を受託者に交付していなかった。（浄水課）</p>	<p>指摘事項については、仕様書に定める書類の確認が不十分であったことによるものであり、当該証明書は平成24年6月27日に受託者に交付した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、契約内容について受託者と十分確認するとともに、契約後提出が必要な書類についての確認表等を作成し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県企業庁鎌倉水道営業所
- 2 監査実施日
平成24年7月17日（平成24年2月7日及び同月8日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>収入事務において、行政資産の目的外使用許可に伴う使用料の徴収に当たり、期限までに納付しない者に対し、督促状を発行していないものがあつた。</p>	<p>指導事項については、関係法規等に関する理解と進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>未納であつた使用料は、文書での督促を行い、平成24年2月27日に収入済となっている。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係法規等に関する理解を深めるとともに、複数の職員による進行管理を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所
- 2 監査実施日
平成24年6月8日（平成24年4月12日及び同月13日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年11月2日（神奈川県公報号外第81号）神奈川県監査委員公表第13号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算の執行において、ダムカードの作成に当たり、発注の内容を誤ったため、修正のための費用を加算して支払っているものがあつた。 2 庶務事務において、日々雇用職員の雇用に当たり、臨時職員等の任用等に関する要綱に定められた雇用の期間を超えているものがあつた。 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算の執行については、印刷物の発注時及び校正時の内容の確認を怠ったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係各課等に回覧するとともに、印刷物の発注時及び校正時に内容の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 庶務事務については、臨時職員等の任用等に関する要綱の確認を怠ったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員により雇用書を確認し、要綱に定められた雇用期間による雇用を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。